



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに対する  
第三者意見を公表します。

## 大分県

### 大分サステナビリティ・リンク・ローン活用促進制度 （金融機関等が県内に事業所を有する事業者を実施する サステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク）

新規

<サステナビリティ・リンク・ローン原則等への適合性確認結果>

本フレームワークはサステナビリティ・リンク・ローン原則等に適合する。

評価対象

大分サステナビリティ・リンク・ローン活用促進制度  
（金融機関等が県内に事業所を有する事業者を実施する  
サステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク）

### 要約

本第三者意見は、大分県が策定する「大分サステナビリティ・リンク・ローン活用促進制度（金融機関等が県内に事業所を有する事業者を実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク）」（本フレームワーク）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」<sup>1</sup>、及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」<sup>2</sup>（総称して「SLLP等」）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、大分県の政策・方針、本フレームワークで定められたキー・パフォーマンス・インディケータ（KPI）、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）、特性、レポートング、検証について確認を行った。

大分県は、九州の北東部に位置し、総面積は6,341km<sup>2</sup>で、東西128km、南北116kmに及んでいる。地質的には、県の東西に臼杵市から熊本県八代市にいたる中央構造線、南北にかけて霧島火山帯、西北にかけては白山火山帯が走り、源泉数全国1位の豊富な温泉が湧出し、多様な地形と豊かな自然を生み出している。大分県は、地域資源を活用したセメント、醸造、木材などの産業に加え、鉄鋼業、石油化学工業、自動車、造船、電子機器などの様々な製造業が立地しており、多様な産業がバランス

<sup>1</sup> Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). "Sustainability-Linked Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>

<sup>2</sup> 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024年版 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

良く集積している点が大きな特徴である。大分県の 2022 年の製造品出荷額等は 5 兆 6,034 億円であり、九州では福岡県に次ぐ規模を持っている。

大分県は、2024 年 10 月に第 4 次大分県環境基本計画を策定している。第 4 次大分県環境基本計画は、自然環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を取り入れたことが特徴である。また、これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策や環境保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発展も促していく取り組みを「グリーンアップおおいた」として展開している。気候変動の影響について、大分県においても、100 年あたり 1.9°C の割合で上昇しており、猛暑日や熱帯夜は増加、冬日は減少傾向にある。かかる状況を踏まえ、大分県は、2026 年度から 2030 年度までの 5 年間を対象とした「第 6 期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定している。第 6 期計画では、大分県は、計画の終期となる 2030 年度に加え、より中長期的な目標として、2040 年度の削減目標も設定している。大分県は、カーボンニュートラルの実現に向けて、金融機関と連携し、金利の引き下げという新たなインセンティブを企業に付与する仕組みとして本フレームワークを構築している。

本フレームワークの対象となる県内事業所の定義は以下に示す通りである。大分県内で主に事業活動を営む事業者を対象にしている。なお、大分県に所在する企業数は 2021 年 6 月時点で 31,999 であり、そのうち中小企業は 31,967 と 99%以上を占める。

県内事業所は、下記（1）及び（2）とする

（1）中小企業

大分県内において、現に事業活動を営んでいる事業所（工場、事務所、店舗等）を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する事業者。

（2）大企業

中小企業以外の事業者であって事業者全体（グループ企業を含む）の二酸化炭素排出量に対する大分県内の二酸化炭素排出量の割合が 8 割以上の事業者。

ただし、SLL の融資期間中に、同割合が 6 割以下になった場合には、ファイナンスの種類を SLL から変更するものとする。

大分県は、本フレームワークで以下の KPI 及び SPT を設定している。SPT①は従来 CO<sub>2</sub> 排出量の報告義務が無かった大分県内の中小企業を対象にしており、SPT②は大分県内の大企業・中小企業を対象にしている。

KPI	大分県内に所在する事業所による事業活動から排出される二酸化炭素排出量の削減率
SPT	<p>① おおいたグリーン事業者認証制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 3 条第 1 項の規定によるおおいたグリーン事業者認証制度申請書（サステナビリティ・リンク・ローン部門）を提出し、実施要綱第 6 条第 1 項の規定による認証を受けること。但し、中小企業が初めて当該申請書を提出した場合に限る。</p> <p>② 第 6 期大分県地球温暖化対策実行計画・適応計画で定める目標削減率の最大値と同等の産業部門▲2.8%、業務部門▲4.0%、運輸部門▲3.7%（いずれも基準年度比の年率）以上を達成すること。</p>

大分県は、企業による環境の取り組みを推進するため、「おおいたグリーン事業者認証制度」を運営している。同制度は、CO<sub>2</sub> 削減やプラスチック削減に取り組む事業者を、大分県が「おおいたグリーン事業者（認証事業者）」として認証する制度である。本制度には、「脱炭素部門」と「脱プラスチック部門」が従来存在していたが、今回「サステナビリティ・リンク・ローン部門（SLL 部門）」が新

設される。SPT①は「おおいたグリーン事業者認証制度申請書（サステナビリティ・リンク・ローン部門）を提出し、認証を受けること」を意味しており、大分県の中小企業は SPT①を達成する（同部門の認証取得する）にあたり大分県の指定する CO<sub>2</sub> 削減目標（SPT②と同一）を設定するとともに年次で CO<sub>2</sub> 排出量を報告する必要がある。

大分県は、前述の通り、「第 6 期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、2050 年大分県版カーボンニュートラルの実現に向け、排出削減と県の経済産業や地域の発展を両立させながら脱炭素化を進めている。大分県内の温室効果ガス（GHG）排出量は産業・業務・運輸の部門が約 8 割を占めており、2050 年カーボンニュートラルを達成するためには、事業活動の脱炭素化が重要となってくる。大分県は、大分県内の事業者の脱炭素を進めるためには排出削減を強いるのみならず、新たなビジネスチャンスに結び付けていくことを企図して、本フレームワークを策定している。以上より、大分県内の事業者にとって本 KPI は戦略的意義がある。

SPT①と SPT②それぞれについて、過年度実績との比較、ベンチマーク（科学的根拠・日本政府の目標）との比較、他社の取り組み状況との比較を実施した結果、SBT 基準には満たないものの、過年度実績との比較、日本政府の目標との比較の観点で相対的に高く、野心的である。

JCR は、本フレームワークに基づいて実行される借入金において、事前に設定された SPT が達成された場合に金利を変化する取り決めとなる予定であること、及び KPI の定義や SPT の設定についても契約書類に記載される予定であること等を確認した。また、貸付の実行時点で予見しえない状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、及び前提条件が変更となった場合には、借入人と貸付人で協議のうえ検討し、外部機関がその妥当性を確認する予定である。

本フレームワークを活用して金融機関と大分県内で主に事業活動を営む事業者で SLL が実行された場合、金融機関より大分県に対し、借入金の特性（SPT の設定状況等）が報告されるとともに、借入人より大分県に対し取組目標設定書が提出される。借入人は、最終判定日が到来するまで年次で、大分県に対して、KPI の実績や SPT の達成状況について実績報告書に記載したうえで報告を行うこととなっている。大分県は当該報告を受領する際に、大分県の地球温暖化対策の推進に関する業務を所管する部署（現時点では生活環境部環境政策課）が独立した第三者として KPI の実績及び SPT の達成状況の確認を行う予定である。借入人から大分県へ報告される KPI の年次実績について、大分県による確認が完了したのち、大分県のホームページ等で公表される。

以上より、本フレームワークに基づき SLL を実行する借入人は KPI の実績等について貸付人である金融機関に対しレポーティングを年 1 回実施する取り決めとなっていること、借入人の KPI の実績について第三者機関（大分県）による検証が実施される予定であることを JCR は確認した。

以上より、JCR は、本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

## I. 第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見は、「金融機関等が県内に事業所を有する事業者を実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク」（本フレームワーク）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（総称して「SLLP 等」）への適合性を確認したものである。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特性、レポートニング、検証という5つの核となる要素で構成されている。本第三者意見の目的は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本フレームワークのSLLP 等への適合性を確認することである。

## II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、大分県が2026年3月に策定する本フレームワークに対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

1. 大分県の特長、及び政策・方針
2. KPI の選定
3. SPT の測定
4. 借入金の特長
5. レポートニング・検証
6. SLLP 等への適合性に係る結論

### III. SLLP 等への適合性について

#### 1. 大分県の特性、及び政策・方針

##### (1) 大分県の地理的特性

大分県は、九州の北東部に位置し、総面積は 6,341km<sup>2</sup> で、東西 128km、南北 116km に及んでいる。地質的には、県の東西に臼杵市から熊本県八代市にいたる中央構造線、南北にかけて霧島火山帯、西北にかけては白山火山帯が走り、源泉数全国 1 位の豊富な温泉が湧出し、多様な地形と豊かな自然を生み出している。

山地は「九州の屋根」と呼ばれるくじゅう山群をはじめ由布、鶴見、祖母・傾等の山々が連なり、県土の 7 割が林野で占められている。また、これらの山系から流れ出る水流は山国川、大野川、大分川、番匠川や筑後川の上流を成す玖珠川をはじめ多くの河川となって豊富な水資源をもたらしている。海岸線は総延長 774km で、北部は遠浅海岸、中央部は波穏やかな別府湾、南部はリアス式海岸と変化に富み、豊富な水産資源に恵まれている。大分県には、阿蘇くじゅう、瀬戸内海の 2 か所の国立公園をはじめ 3 か所の国定公園、5 か所の県立自然公園があり、その面積は 1,748 km<sup>2</sup> で県土の約 28% にも達している。



図表 1：大分県の地図<sup>3</sup>

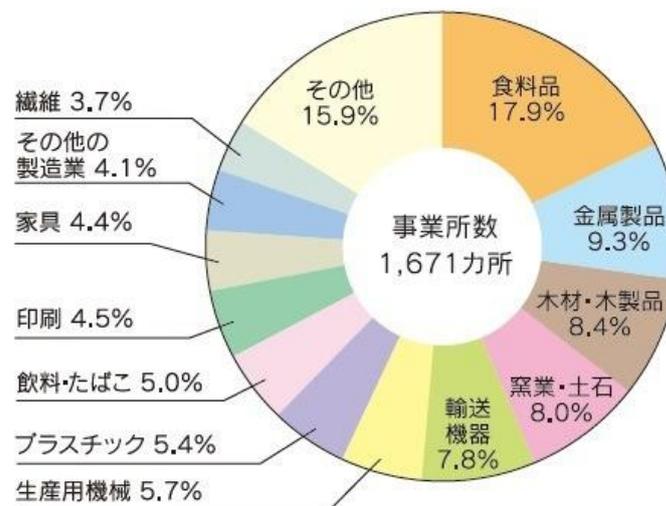
大分県の歴史と文化は、多彩な自然環境のもとで育まれており、宇佐宮を中心とした八幡神の信仰や東南アジアとの交易やキリスト教の受容を背景としたキリシタン文化が今も根付いている。また、近世には、県域に 8 藩領のほか、幕府直轄領、宇佐宮領、島原・延岡・熊本各藩の飛び地領などさま

<sup>3</sup> 大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/site/toukei/sugata.html>

ざまな領域が存在した「小藩分立」を背景に地域ごとの多彩な伝統芸能や祭礼行事、食文化、物産などが生み出された。現在も、多様な地域資源である文化財を暮らしの中に息づかせ、地域住民とともに観光などの地域振興に活用することを通して、次世代につないでいく取り組みを行っている。

## (2) 大分県の産業・経済

大分県は、地域資源を活用したセメント、醸造、木材などの産業に加え、鉄鋼業、石油化学工業、自動車、造船、電子機器などの様々な製造業が立地しており、多様な産業がバランス良く集積している点が大きな特徴である。大分県の2022年の製造品出荷額等は5兆6,034億円であり、九州では福岡県に次ぐ規模を持っている<sup>4</sup>。2004年に自動車メーカーが立地したことにより、100社を超える関連企業の集積を生み出している。特に、製油所と石油化学の両方の機能を有する九州唯一の石油化学コンビナート地区である大分コンビナートは、県全体の製造品出荷額の約4割を占めている。近年では、医療や電磁力応用技術、温泉熱など大分県の特徴を融合させた次世代産業の育成にも取り組んでいる。また、大分県は、豊かな自然環境に恵まれ、農林水産業の資源が豊富であることから、食品製造業は事業所数で県1位であり、製造業の中で主要な位置を占めている。また、大分県には、別府温泉や湯布院温泉などの名湯があり、2024年3月末における温泉総数は5086、湧出量は29.1万L/分であり、ともに全国1位の実績を有する<sup>5</sup>。



図表2：大分県の事業所数の割合（2023年経済構造実態調査）<sup>6</sup>

大分県の人口は1955年に約128万人のピークに達したのち、高度経済成長期には大都市圏への労働力流出によって減少し、1970年以降に大分地区の新産業都市指定による企業誘致の進展等を背景として1985年までは上昇に転じたものの、その後緩やかな減少が続いている<sup>7</sup>。2026年1月時点で約107万人と推計されている<sup>8</sup>。

<sup>4</sup> 大分県ホームページ <https://ritti-oita.jp/miryoku/>

<sup>5</sup> 大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/site/onsen/onsen-date.html>

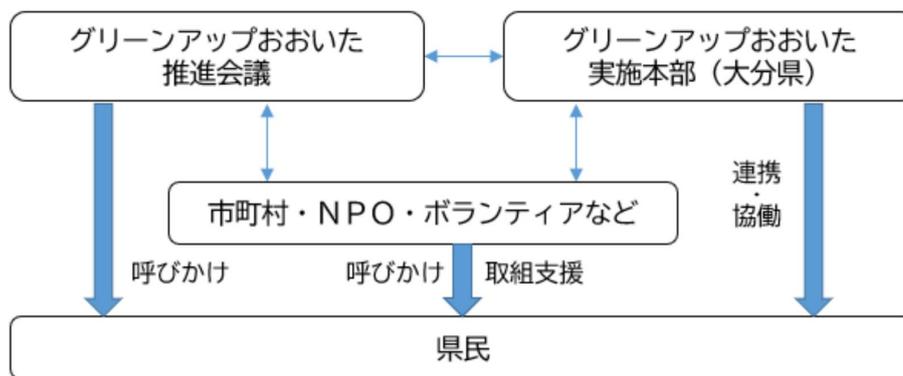
<sup>6</sup> 大分県ホームページ <https://ritti-oita.jp/miryoku/sangyou.html>

<sup>7</sup> 大分県人口ビジョン <https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2241678.pdf>

<sup>8</sup> 大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/site/toukei/cpe-202601.html>

### (3) 大分県の環境政策

大分県は、2016年3月に策定した第3次大分県環境基本計画に基づき、環境の保全に関する施策を着実に推進した。そして、地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染など、時代の要請や潮流に適切に対応するため、2024年10月に第4次大分県環境基本計画を策定している。第4次大分県環境基本計画は、自然環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を取り入れたことが特徴である。また、これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策や環境保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発展も促していく取り組みを「グリーンアップおおいた」として展開している。「グリーンアップおおいた」とは、企業の環境対策、環境保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発展も促していく新たな県民総参加の運動である。「グリーンアップおおいた」は、学識経験者や環境関係団体の代表者などで構成するグリーンアップおおいた推進会議を中心に、県民の視点から幅広い意見をヒアリングし、具体的な取り組みを展開している。



図表 3：大分県 グリーンアップおおいた 概念図<sup>9</sup>

### (4) 大分県の地球温暖化対策

近年、気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回る短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症などの健康への影響など、気候変動の影響は私たちのくらしの様々なところに既に現れている。大分県においても、100年あたり1.9℃の割合で上昇しており、猛暑日や熱帯夜は増加、冬日は減少傾向にある。

大分県内の温室効果ガス（GHG）排出量については、最新となる2022年度の時点において、2,950万t-CO<sub>2</sub>となっており、目標を上回るペースで削減が進んでいるが、コロナ禍による経済活動の停滞を考慮すれば、今後の目標達成は予断を許さない状況であり、更なる努力が不可欠である。

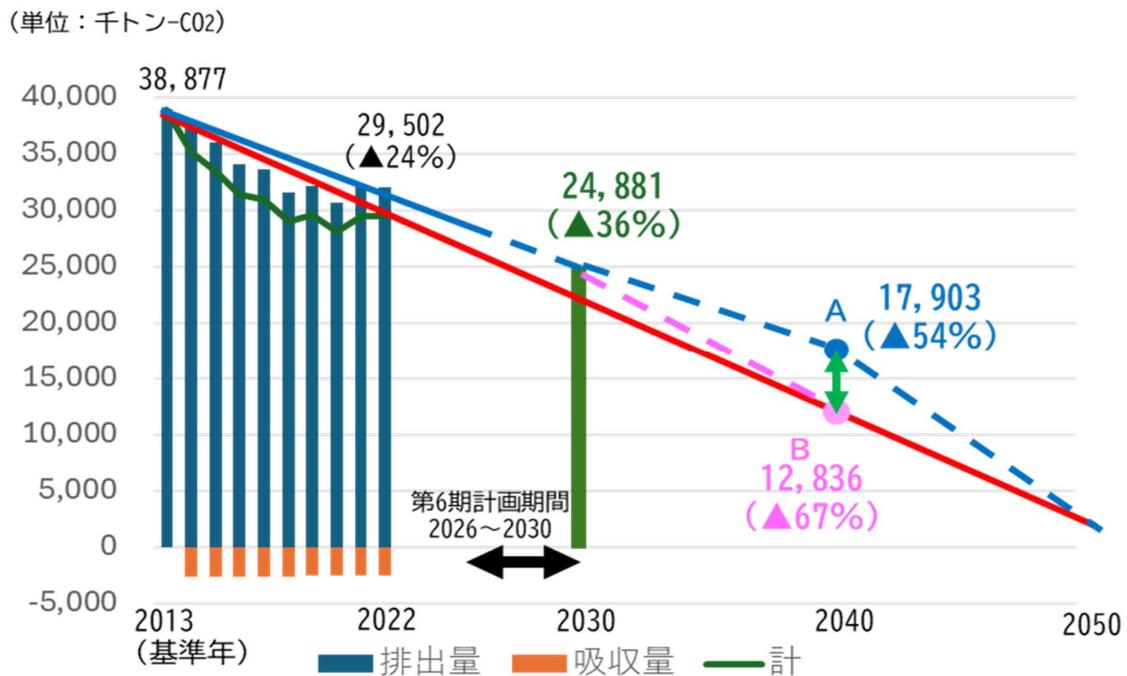
大分県は、今後の経済活動において、カーボンニュートラルへの対応が求められるなか、県経済の牽引役である大分コンビナートの脱炭素化と持続的成長の両立を最重要課題の一つと認識し、2023年8月に産学官連携の「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議を立上げた。2050年を見据えた大分コンビナートの変革の姿を関係者共有の推進構想として、「グリーン・コンビナートおおいた推進構想」として取りまとめ、実現に向けた取り組みを進めている。

また、大分県の温泉は、観光資源としてだけでなく、地熱・温泉熱発電として利用されている等の理由により、大分県は再生可能エネルギー自給率が全国でも高い。大分県には、温泉、地熱、豊富

<sup>9</sup> 大分県 令和7年版環境白書 <https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2260304.pdf>

な水資源、日照、風、県土の71%を占める森林、家畜など多様なエネルギー源が豊富に存在していることから、地域特性を活かし、多様なエコエネルギーの導入を促進している。

かかる状況等を踏まえ、大分県は、2026年度から2030年度までの5年間を対象とした「第6期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定している。第6期計画では、大分県は、計画の終期となる2030年度に加え、より中長期的な目標として2040年度の削減目標も設定している。設定に当たっては、今後の削減に不可欠となる次世代エネルギー等の技術開発と社会実装の進展には不確実性が大きいことを考慮し、省エネと再エネ導入の最大限の努力を前提とした目標値（54%削減）から、技術革新と社会実装の進展を前提とした、国と同水準の目標値（67%削減）まで幅をもった目標としている。



図表4：大分県 GHG 排出削減イメージ<sup>10</sup>

### (5) 本フレームワーク策定の背景

大分県は、第6期大分県地球温暖化対策実行計画において、2050年大分県版カーボンニュートラルの実現に向け、排出削減と県の経済産業や地域の発展を両立させながら脱炭素化を進めていくため、取組の方向性として下記のとおり3点を掲げている。

<取組の方向性>

- 1 環境と経済・社会のバランスを保ちながら、県民や企業と一体となった取組を進める
- 2 地域資源を有効活用し、選ばれる地域になる
- 3 新たな経済成長の契機となる環境対策をビジネスチャンスにつなげるための取組を進める

<sup>10</sup> 大分県提供資料

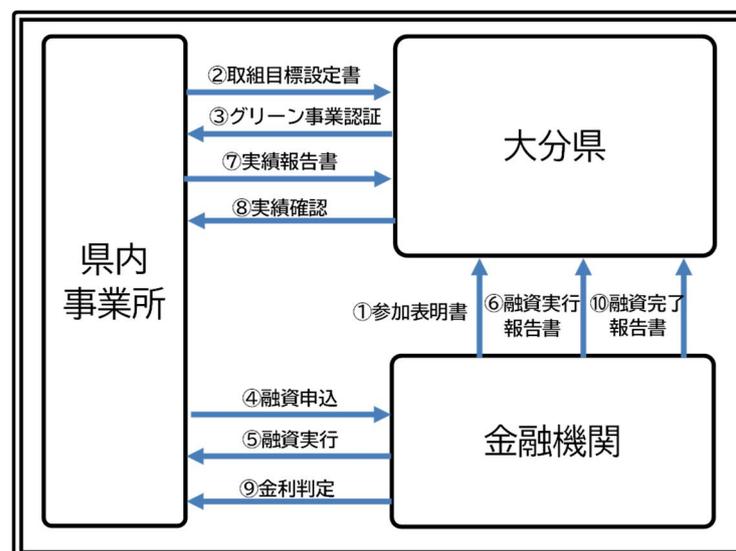
大分県内の GHG 排出量は産業・業務・運輸の部門が約 8 割を占めており、2050 年カーボンニュートラルを達成するためには、事業活動の脱炭素化が重要となってくる。

事業者の脱炭素を進めるためには、単に排出削減を強いるのではなく、上記方向性の 3 に示す通りいかに新たなビジネスチャンスに結び付けていくかという視点が必要である。

そのため、大分県は、電気や燃料の使用量等の自主目標の達成に取り組むことにより、企業価値の向上を目指す事業者を「おおいたグリーン事業者（脱炭素部門）」として認証し、省エネ・再エネ設備の導入を支援してきた。カーボンニュートラルの実現に向けては、今後より一層の排出削減が必要になることから、今回、金融機関と連携し、金利の引き下げという新たなインセンティブを企業に付与する仕組みとして本フレームワークを構築している。

## (6) 本フレームワークのスキーム

本フレームワークにおいて、大分県、県内事業所、金融機関の役割は以下のように定められている。



図表 5：大分県 本フレームワークのスキーム図

- ① 大分県の役割：
 

金融機関が SLL 実行に際し使用可能となるフレームワークを策定。個別の SLL 実行に際しては、第三者として県内企業の温室効果ガス排出量の実績確認、削減計画の確認フォローを行う役割を担う。
- ② 金融機関：
 

大分県が策定した本フレームワークに基づき、個別 SLL を実行。本フレームワークを活用する金融機関は、融資実行報告書、融資完了報告書などを大分県が提示するフォーマットに基づき作成・報告する。
- ③ 県内事業所：
 

本フレームワークを活用した SLL による借入を希望する企業は、事業所の二酸化炭素排出量削減のための取組目標を作成し、大分県のおおいたグリーン事業者制度（サステナビリティ・リンク・ローン部門）に従い、報告を行う。

借入後は年に1回、大分県及び金融機関に二酸化炭素排出量の実績を報告する。  
なお、本フレームワークの対象となる県内事業所の定義は以下に示す通りである。

県内事業所は、下記（1）及び（2）とする

（1）中小企業

大分県内において、現に事業活動を営んでいる事業所（工場、事務所、店舗等）を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する事業者。

（2）大企業

中小企業以外の事業者であって事業者全体（グループ企業を含む）の二酸化炭素排出量に対する大分県内の二酸化炭素排出量の割合が8割以上の事業者。

ただし、SLLの融資期間中に、同割合が6割以下になった場合には、ファイナンスの種類をSLLから変更するものとする。

図表6：本フレームワークの対象となる県内事業者の定義

本フレームワークは、「大分県内の中小企業」を対象にするとともに、「大分県内の事業活動で主に二酸化炭素を排出する大企業」を対象にしている。なお、大分県に所在する企業数は2021年6月時点で31,999であり、そのうち中小企業は31,967と99%以上を占める<sup>11</sup>。

<sup>11</sup> 中小企業庁 中小企業の企業数・事業者数（2021年6月時点）  
[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu\\_kigyocnt/index.html](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/index.html)

## 2. KPIの選定

### (1) 評価の観点

本項では、本フレームワークで定める KPI に係る有意義性について確認を行う。具体的には、借入人のビジネス全体にとって関連性がある中核的で重要なものであること、借入人の現在や将来の事業運営にとって高い戦略的意義を有すること、一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること等について確認を行う。

### (2) KPIの選定の概要と JCR による評価

#### ▶▶▶ 評価結果

本フレームワークのKPIは、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

大分県は、本フレームワークで以下の KPI を設定している。

KPI	大分県内に所在する事業所による事業活動から排出される二酸化炭素排出量の削減率
-----	--

#### 【KPIの有意義性 大分県における温室効果ガス削減の重要性】

温室効果ガス（GHG）は様々な活動に伴って排出されており、気候変動を緩和するためには国や企業を問わずあらゆる主体が取り組む必要がある。気候変動に関する国際動向として、2015年12月に採択されたパリ協定において「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分に低く保つとともに（well-below 2°C目標）、1.5°Cに抑える努力を追求すること（1.5°C目標）」等が目的として掲げられている。その上で、パリ協定の締約国は、NDC（国が決定する貢献、Nationally Determined Contribution）としてGHG削減目標を5年毎に提出・更新する義務を負っている<sup>12</sup>。

上述のパリ協定を踏まえ、世界各国においてGHG削減目標が公表されている。日本政府は、2021年4月に、2050年までにカーボンニュートラル実現の長期目標を打ち出すとともに、2030年度に2013年比で46%削減することをNDCとして表明した<sup>13</sup>。そして、2025年2月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、日本の次期NDCとして2035年度に2013年度比で60%削減、2040年度に73%削減を目指す目標が提出された<sup>14</sup>。

上記状況を踏まえ、大分県は、2026年度から2030年度までの5年間を対象とした「第6期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定している。大分県は、第6期大分県地球温暖化対策実行計画において、2050年大分県版カーボンニュートラルの実現に向け、排出削減と県の経済産業や地域の発展を両立させながら脱炭素化を進めている。

以上より、大分県にとって本KPIは有意義である。

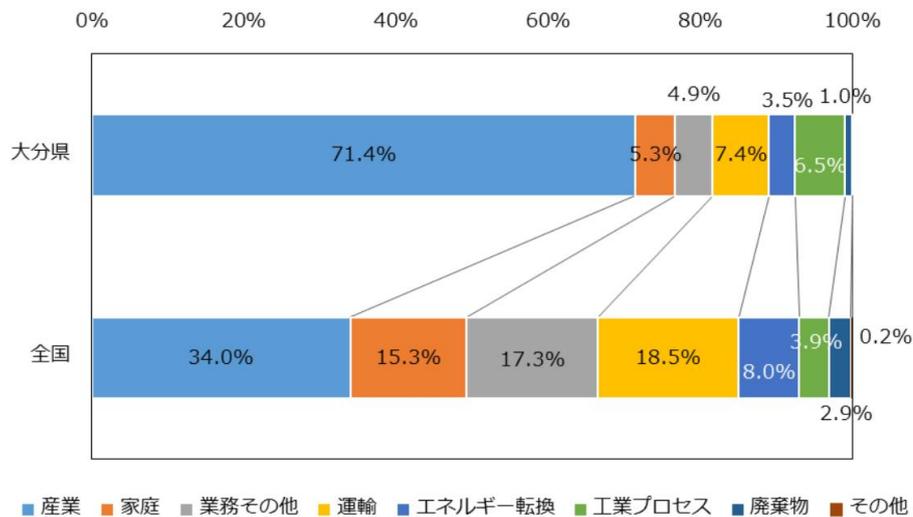
<sup>12</sup> 環境省ウェブサイト「気候変動の国際交渉 | 関連資料」 <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop/shiryo.html>

<sup>13</sup> 環境省ウェブサイト「日本のNDC（国が決定する貢献）」 <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/ndc.html>

<sup>14</sup> 環境省ウェブサイト「地球温暖化対策計画の閣議決定及び日本の次期NDC（温室効果ガス削減目標）の国連気候変動枠組条約事務局への提出について」 [https://www.env.go.jp/press/press\\_04467.html](https://www.env.go.jp/press/press_04467.html)

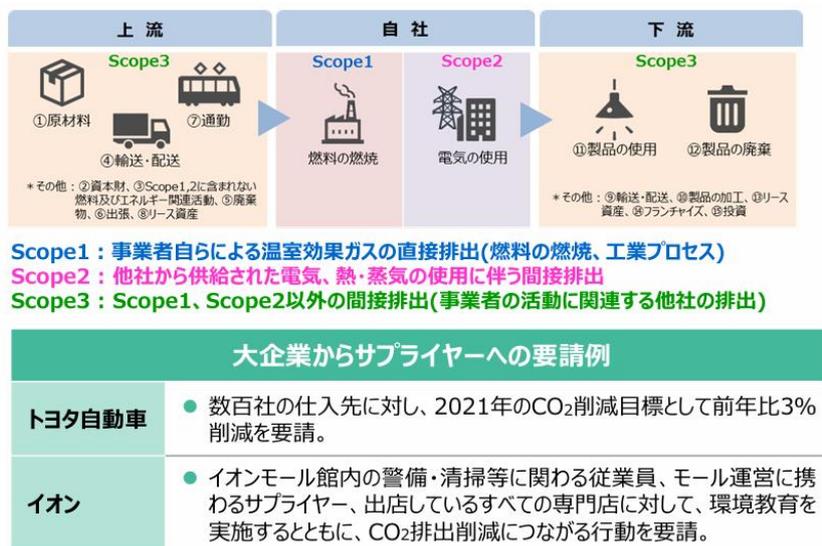
## 【KPI の有意義性 大分県内で主に事業を営む事業者における KPI の位置づけ】

大分県内の GHG 排出量は産業・業務・運輸の部門が約 8 割を占めており、2050 年カーボンニュートラルを達成するためには、事業活動の脱炭素化が重要となってくる。



図表 7：大分県の二酸化炭素排出量 部門別内訳（2022 年度）<sup>15</sup>

企業の脱炭素の動向としては、現在サプライチェーン全体での GHG 排出量削減に向けた取り組みが進みつつある。大企業・海外企業は、自社領域（Scope1,2）の GHG 削減のみならず、サプライチェーンの上流・下流（Scope3）の GHG 削減にも取り組んでいる。大企業・海外企業の Scope3 はその取引先の中堅・中小企業にとっての Scope1,2 となる。日本政府や地方自治体の動向、大企業の要請等を鑑み、中堅・中小企業も GHG 削減取り組みを進める必要が徐々に高まりつつある。



図表 8：サプライチェーン全体での脱炭素の動き（環境省）<sup>16</sup>

<sup>15</sup> 大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2237206.pdf>

<sup>16</sup> 環境省ウェブサイト「地球温暖化対策計画の閣議決定及び日本の次期 NDC（温室効果ガス削減目標）の国連気候変動枠組条約事務局への提出について」[https://www.env.go.jp/press/press\\_04467.html](https://www.env.go.jp/press/press_04467.html)

一方、中小企業の多くは、脱炭素やカーボンニュートラルについて、自社の経営に何らかの影響はあると感じつつも、具体的な方策を検討するまでには至っていない<sup>17</sup>。中小企業のうち「エネルギーの使用量・GHG 排出量の把握・測定」に取り組んでいる企業は約 4 社に 1 社程度という統計データ<sup>18</sup>もあり、中小企業にとって GHG 排出量の把握や測定が課題となっている。

前述した通り、大分県は、県内で事業を営む事業者において脱炭素を促進することは重要と考えており、大分県内の事業者の脱炭素を進めるためには排出削減を強いるのみならず、新たなビジネスチャンスに結び付けていくことを企図して、本フレームワークを策定している。

以上より、大分県内の事業者にとって本 KPI は戦略的意義がある。

なお、パリ協定において求められる水準と整合した科学的な GHG 排出削減目標として、SBT (Science Based Targets) が国際的に認知されている。SBT において、大企業は Scope1,2 の削減目標 (年率 4.2%以上)、Scope3 の削減目標 (年率 2.5%以上) の両方の設定が求められている一方、中小企業は削減対象範囲が Scope1,2 のみとするといった緩和措置がなされている。これは、多くの中小企業に GHG 排出削減目標を設定するためのスキルや能力が不足していることを踏まえた措置である。また、大企業においても一次データ収集の難易度等から Scope3 の削減が難しいケースが多い。以上の状況を踏まえ、本 KPI は、Scope1,2 を対象とし、サプライチェーンの上流・下流 (Scope3) を対象としないこととする。

#### 【一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否 (外部からの検証可能性)】

本 KPI は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて算定される。本 KPI は日本政府が定めたルールに則って算定されることから、一貫した方法論に基づく定量化が実施されるとともに外部からの検証が可能である。

以上より、本フレームワークの KPI に係る有意義性について、JCR は確認した。

<sup>17</sup> 経済産業省 環境経済室 中小企業のカーボンニュートラル施策について (令和 4 年 7 月)  
[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/SME/network/02.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/network/02.pdf)

<sup>18</sup> 日本商工会議所「2025 年度中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」の集計結果 2025 年 7 月 17 日  
<https://www.jcci.or.jp/news/research/2025/0717144855.html>

### 3. SPTの測定

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT に係る野心性について確認を行う。具体的には、選定された KPI における重要な改善を表し、Business as Usual (BAU、当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合) の軌跡を超える等の野心的なものであること、可能な場合にはベンチマークや外部参照値と比較可能であること、借入人の全体的なサステナビリティ戦略及びビジネス戦略と整合していること、ファイナンス開始時までにはあらかじめ定められた時間軸(目標年度等)に基づいて SPT が決定されること等の観点から確認を行う。

#### (2) SPT の測定の概要と JCR による評価

##### ▶▶▶ 評価結果

本フレームワークのSPTは、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

大分県は、本フレームワークで以下の SPT を設定している。

SPT	<p>① おおいたグリーン事業者認証制度実施要綱(以下「実施要綱」という。)第3条第1項の規定によるおおいたグリーン事業者認証制度申請書(サステナビリティ・リンク・ローン部門)を提出し、実施要綱第6条第1項の規定による認証を受けること。但し、中小企業が初めて当該申請書を提出した場合に限る。</p> <p>② 第6期大分県地球温暖化対策実行計画・適応計画で定める目標削減率の最大値と同等の産業部門▲2.8%、業務部門▲4.0%、運輸部門▲3.7%(いずれも基準年度比の年率)以上を達成すること。</p>
-----	---

SPT①は従来 CO<sub>2</sub> 排出量の報告義務が無かった大分県内の中小企業を対象にしており、SPT②は大分県内の大企業・中小企業を対象にしている。「おおいたグリーン事業者認証制度」とは、CO<sub>2</sub> 削減やプラスチック削減に取り組む事業者を、大分県が「おおいたグリーン事業者(認証事業者)」として認証する制度である。本制度には、「脱炭素部門」と「脱プラスチック部門」が従来存在していたが、今回「サステナビリティ・リンク・ローン部門(SLL 部門)」が新設される。同部門の認証要件は以下の通り定められている。

図表 9-1: 大分県 おおいたグリーン事業者認証制度 SLL 部門の認証要件<sup>19</sup>

<p>(認証要件)</p> <p>第3条 知事は、申請者が事業活動に伴い発生する CO<sub>2</sub> の削減に積極的に取り組む県内の事業者であって、次に掲げる要件に適合する場合に認証する。</p> <p>(1) 別表1に掲げる申請者の業種に応じた部門別の目標削減率(別表2)以上の目標を設定すること。ただし、初めて申請を行う場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 申請者又はその代表者・役員等が別表3に掲げる法令その他環境関連法令に違反していないこと。</p> <p>(3) 要綱第5条に規定する審査を受け、おおいたグリーン事業者(以下「認証事業者」という。)として適正であると判断されること。</p> <p>(4) 第2条(1)に規定するおおいたグリーン事業者認証制度(サステナビリティ・リンク・ローン部門)取組目標設定書及び第5条に規定するおおいたグリーン事業者認証制度(サステナビリティ・リンク・ローン部門)実績報告書を、知事が公表することについて同意すること。</p>
--

<sup>19</sup> 大分県からの提供資料

また、同部門の認証取得後、更新と報告については以下の通りである。

図表 9-2：大分県 おおいたグリーン事業者認証制度 SLL 部門の認証取得後の更新・報告の要件<sup>20</sup>

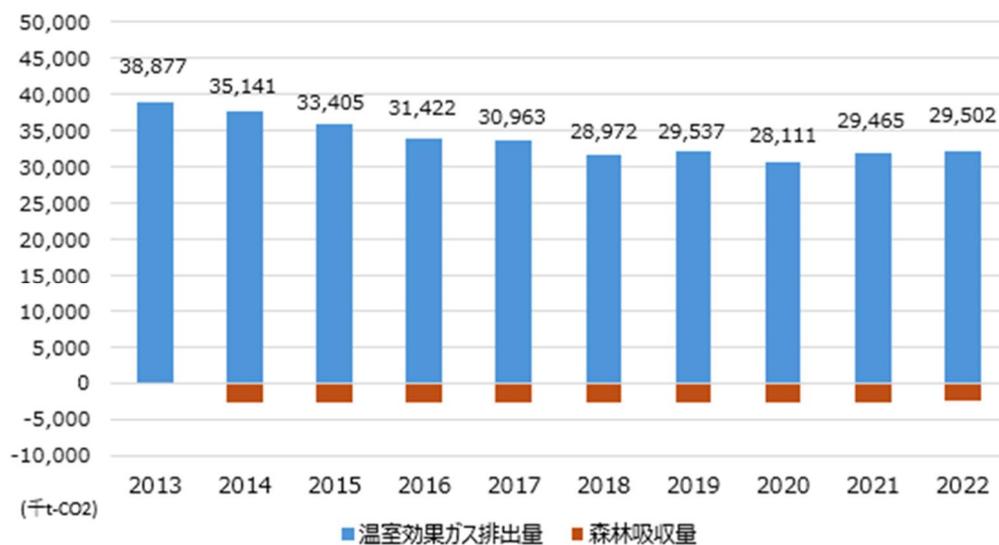
<p>(更新)                  第4条 認証の更新を受けようとする認証事業者は、前計画期間の終了後6か月以内に改めて目標を設定し、第2条に規定する書類を提出しなければならない。</p> <p>(報告)                  第5条 要綱第8条に規定する報告は、各年度の終了後4か月以内におおいたグリーン事業者認証制度（サステナビリティ・リンク・ローン部門）実績報告書（別添様式2）その他知事が必要と認める書類を提出することによって行う。</p>
---

従って、SPT①の達成にあたっては、大分県の指定するCO<sub>2</sub>削減目標（SPT②と同一）を設定するとともに、年次でCO<sub>2</sub>排出量を報告する必要がある。

i 過年度実績との比較（BAU を超える野心的なものか）

SPT①は、大分県内の中小企業を対象にしている。大分県に所在する企業数は2021年6月時点で31,999であり、そのうち中小企業は31,967と99%以上を占める。これまで、大分県は中小企業からCO<sub>2</sub>排出量の報告を受け付ける制度を持っていなかったため、過去、中小企業からCO<sub>2</sub>排出量を受け付けた実績は無い。以上より、大分県の中小企業にとって「CO<sub>2</sub>排出量を報告すること」と「CO<sub>2</sub>削減目標を設定すること」が求められるSPT①は、過年度実績との比較の観点からは、BAUを超える目標である。

SPT②は、大分県内で主にGHGを排出する大企業と中小企業を対象にしている。大分県のGHG排出量の過年度実績は2013年度から2022年度の9年間で38,877千tから29,502千tまで9,375千t削減（2013年度比24.1%削減）を実施しており、約2.7%/年削減を達成している。



図表 10：大分県の GHG 排出量の推移<sup>21</sup>

<sup>20</sup> 大分県からの提供資料

<sup>21</sup> 大分県からの提供資料より JCR 作成

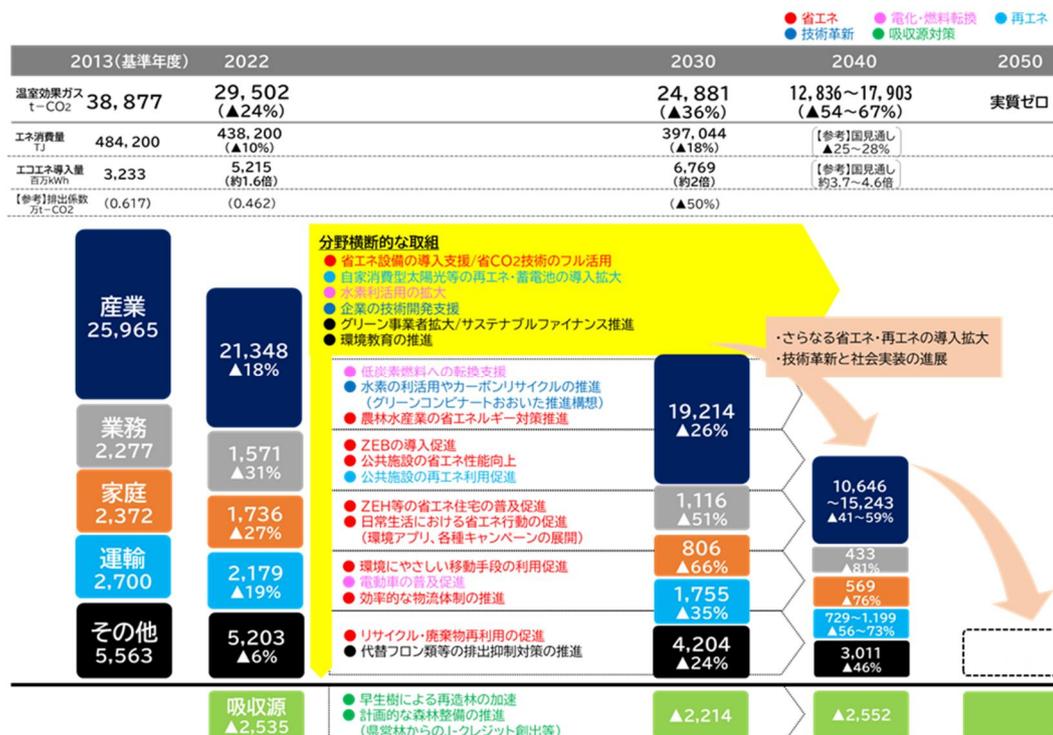
本 SPT②で求められる産業部門▲2.8%/年、業務部門▲4.0%/年、運輸部門▲3.7%/年は、大分県の過年度実績と比較すると、同等以上の水準である。

## ii ベンチマーク（科学的根拠・日本政府の目標）との比較

SPT①に関して、中小企業のうち「エネルギーの使用量・GHG 排出量の把握・測定」に取り組んでいる企業は約 4 社に 1 社程度という統計データ<sup>22</sup>もあり、GHG 排出量の把握・測定は中小企業にとって現時点では難易度が高い。従って、大分県の中小企業にとって「CO<sub>2</sub> 排出量を報告すること」と「CO<sub>2</sub> 削減目標を設定すること」が求められる SPT①は、日本国内の中小企業の取り組み状況と比較すると、相対的に難易度が高い目標である。

SPT②に関して、ベンチマークである日本政府の目標は、2030 年度に 2013 年度比で 46%削減することを掲げており、年率 2.7%の削減に相当する。また、2035 年度に 2013 年度比で 60%削減、2040 年度に 73%削減することを掲げているが、両目標ともに年率 2.7%の削減に相当する。SPT②は、日本政府の 2030 年目標、2035 年目標、及び 2040 年目標と比較して、同等以上の高い水準である。

SPT②に関して、科学的な GHG 排出削減目標を定めた SBT の水準（年率 4.2%以上）と比較すると、劣位にある。ただ、大分県は、図表 4 で示した通り、2050 年カーボンニュートラル達成に向けたものとして SPT②を策定しており、さらに、2050 年カーボンニュートラルに向けたロードマップを以下の通り策定している。従って、SPT②は科学的根拠が一定程度担保されていると考えられる。



図表 11：大分県 2050 年カーボンニュートラルに向けたロードマップ<sup>23</sup>

<sup>22</sup> 日本商工会議所「2025 年度中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」の集計結果 2025 年 7 月 17 日  
<https://www.jcci.or.jp/news/research/2025/0717144855.html>

<sup>23</sup> 大分県 第 6 期大分県地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) <https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2261332.pdf>

以上より、SPT②は、科学的根拠となる SBT 基準には満たないが 2050 年カーボンニュートラルのロードマップを鑑みると科学的根拠が一定程度担保されており、ベンチマークとなる日本政府の目標と同等以上の目標である。

### iii SPT 達成に向けた計画・取り組み

大分県は、上述の通り、SPT①・②の達成に向けて、「おおいたグリーン事業者認証制度 SLL 部門」を新設するとともに、2050 年度カーボンニュートラルに向けて、2040 年度・2030 年度に達成すべき中間目標を設定し、ロードマップを作成している。

そのうえで、大分県は下記のような取り組みを進めていく予定である。

分野横断的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率空調や LED 照明の導入や、断熱、遮熱など消費エネルギーの低減につながる技術の活用、省エネコディネーターなどによる二酸化炭素排出量の見える化等を通じた省エネルギーの一層の推進</li> <li>・LNG 等の低炭素燃料への転換や、水素の地産地消を目指した「大分県版水素サプライチェーン」の構築など、電化・燃料転換の推進</li> <li>・太陽光発電に蓄電池などを組み合わせた電力の自家消費の促進や、超臨界地熱等の次世代地熱発電の実証の誘致など、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大</li> <li>・おおいたグリーン事業者やエコアクション 21 の認証取得促進、サステナブルファイナンスやグリーン購入の推進など、環境に配慮した行動とその価値を評価する取組の拡大</li> </ul>
産業部門の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水素の利活用やカーボンリサイクルの推進（グリーンコンビナートおおいた推進構想）</li> <li>・カーボンニュートラルポートの形成、GX 人材の確保・育成</li> <li>・農林水産業へのスマート技術導入など省エネルギー対策推進</li> </ul>
業務部門の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ZEB の導入促進、公共施設の省エネ性能向上、信号や道路・港湾照明の LED 導入推進</li> <li>・公共施設の再エネ利用促進</li> <li>・公共ふ頭における陸上電力供給施設の導入検討</li> </ul>
運輸部門の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の利用など環境にやさしい移動手段の利用を推奨する「スマートムーブ」の推進</li> <li>・共同集配送や船舶・鉄道へのモーダルシフトなど効率的な物流体制の推進</li> <li>・電動車の普及促進、公用車への電動車の率先導入</li> <li>・九州 MaaS の推進、車線確保や立体交差化、バイパス整備等による道路交通適正化（渋滞緩和）</li> </ul>

図表 12：大分県 SPT 達成に向けた取り組み<sup>24</sup>

大分県は、中小企業の実態把握についても課題意識を持っており、本フレームワークの仕組み等に基づき、金融機関と協力して中小企業の現状確認を進める予定である。

以上より、本フレームワークの SPT は大分県及び大分県内の事業者にとって野心的であること、及び本 SPT 達成に向けた計画が立案されていることを JCR は確認した。

<sup>24</sup> 大分県からの提供情報

### (3) JCRによるインパクト評価

JCRは、本フレームワークのSPTに係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第4原則で例示されているインパクト評価基準の5つの観点に沿って確認した。

#### ① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本フレームワークのSPTは、以下のとおりUNEP FIの定めるインパクト・エリア／トピックのうち、「気候の安定性」のみにインパクトがもたらされる。

社会	人格と人の安全保障	紛争	現代奴隷	児童労働	
	健康および安全性	データプライバシー	自然災害		
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	食料	エネルギー	住居
	生計	雇用	賃金	社会的保護	
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
	強固な制度・平和・安定	法の支配	市民的自由		
	健全な経済	セクターの多様性	零細・中小企業の繁栄		
	インフラ				
自然環境	気候の安定性				
	生物多様性と生態系	水域	大気	土壌	
	サーキュラリティ	生物種	生息地		
		資源強度	廃棄物		

#### ② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

大分県は、2026年度から2030年度までの5年間を対象とした「第6期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、2050年大分県版カーボンニュートラルの実現に向け、排出削減と本県の経済産業や地域の発展を両立させながら脱炭素化を進めている。

大分県のGHG排出量は産業・業務・運輸の部門が約8割を占めており、2050年カーボンニュートラルを達成するためには、事業活動の脱炭素化が重要となってくる。2013年度から2022年度の9年間で38,877千tから29,502千tまで9,375千t削減（2013年度比24.1%削減）を実施しており、約2.7%/年削減を達成している。県内のGHG排出量の約8割を占める産業・業務部門のうち、一定程度の割合を占める県内企業がSPTを達成した場合、多くのCO<sub>2</sub>削減効果が期待される。

大分県の取り組みにより金融機関の SLL が活発化し、本フレームワークの枠組み以外でも脱炭素の取り組みを SPT とした SLL が組成されるなどの波及効果や、他の都道府県で類似スキームが展開される可能性を含め、大きなインパクトをもたらすものと期待される。

### ③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、前述のとおり借入人である大分県内で主に事業活動を営む事業者が脱炭素・GHG 削減に取り組むことを支援するものである。企業競争力の観点からも大分県内の事業者にとって GHG 削減の取り組みは重要であり、新たなビジネスチャンスに結び付けていくことが期待される。

SPT の達成により、借入人の企業競争力強化、ビジネスチャンス向上に繋がることから、投下資本に比して大きなインパクトが期待される。

### ④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本フレームワークに基づくローンについては、金融機関と民間企業の間で実施されることから、民間資金が主体となる。

加えて、大分県は、本フレームワークの SPT 達成に向け、大分県内の企業である借入人に対し、補助金等の公的資金が活用されるよう様々な制度を整える予定であるから、公的資金によるバックアップが期待される。

### ⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、以下にリストアップしたとおり、SDGs の 17 目標及び 169 ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。



#### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

**ターゲット 7.3** 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



#### 目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

**ターゲット 9.4** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



#### 目標 13：気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

**ターゲット 13.3** 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

## 4. 借入金の特徴

### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた借入金の特徴について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、ファイナンス条件等は変化するか等を確認する。

### (2) 借入金の特徴の概要と JCR による評価

#### ▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められた借入金の特徴は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

JCR は、本フレームワークに基づいて実行される借入金において、事前に設定された SPT が達成された場合に金利を変化する取り決めとなる予定であること、及び KPI の定義や SPT の設定についても契約書類に記載される予定であること等を確認した。また、本フレームワークを活用して金融機関と大分県内で主に事業活動を営む事業者で SLL が実行された場合、金融機関より大分県に対し、借入金の特徴（SPT の設定状況等）が報告されるとともに、借入人より大分県に対し取組目標設定書（おおいたグリーン事業者認証制度（SLL 部門）取組目標設定書）が提出される。

また、貸付の実行時点で予見しえない状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、及び前提条件が変更となった場合には、借入人と貸付人で協議のうえ検討し、外部機関がその妥当性を確認する予定である旨についても、契約書類で定められる予定である。

以上より、本フレームワークで定められた借入金の特徴について、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしていることを、JCR は確認した。

## 5. レポート・検証

### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポートについて、選定された KPI の実績に係る最新情報や SPT の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、本フレームワークで定められた検証について、選定された KPI の実績に対する独立した外部検証は実施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

### (2) レポート・検証の概要と JCR による評価

#### ▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められたレポート・検証は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

本フレームワークに基づき SLL を実行する借入人は、最終判定日が到来するまで年次で、大分県に対して、以下項目等について実績報告書（おおいたグリーン事業者認証制度（SLL 部門）実績報告書）に記載したうえで報告を行うこととなっている。

- ・ 取組目標設定書の内容及び進捗
- ・ 実績報告書で定められた項目（GHG 排出量の実績、具体的な取組及び措置の内容等）

大分県は当該報告を受理する際に、大分県の地球温暖化対策の推進に関する業務を所管する部署（現時点では生活環境部環境政策課）が独立した第三者として KPI の実績及び SPT の達成状況の確認を行う予定である。

借入人から大分県へ報告される KPI の年次実績について、大分県による確認が完了したのち、大分県によってホームページ等で公表される。

以上より、本フレームワークに基づき SLL を実行する借入人は、貸付人である金融機関に対し、KPI の年次実績等のレポートを実施する取り決めとなっていることを JCR は確認した。また、借入人の KPI の実績について第三者機関による検証が実施される予定であることを JCR は確認した。

以上より、本フレームワークで定められたレポートについて SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしていることを、JCR は確認した。

## 6. SLLP 等への適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

(担当) 佐藤 大介・任田 卓人

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）、Loan Market Association（LMA）、Loan Syndications and Trading Association（LSTA）が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成度について、JCR は借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

### 3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

**第三者意見**：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークについて、APLMA、LMA、LSTA によるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

## ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ 認定検証機関)
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル